第２号様式

貸　　借　　対　　照　　書

年　　月　　日

事業者名

資　　産　　の　　部

科　　目	款	項	目
(款) 流動資産	千円	千円	千円
(項) 現金及び預金			
受取手形			
未収料金			
未収入金			
未収収益			
短期貸付金			
有価証券			
貯蔵品			
前払金			
前払費用			
繰延税金資産			
その他流動資産			
(款) 固定資産			
(項) 有形固定資産			
(目) 自動車道構築物			
建物			
構築物			
機械装置			
工具器具備品			
土地			
建設仮勘定			
無形固定資産			
のれん			
投資その他の資産			
長期貸付金			
関係会社株式			
投資有価証券			
関係会社出資金			
その他出資金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
破産債権等			
(款) 繰延資産			
資産の部合計			

負　　債　　の　　部

科　　目	款	項	目
(款) 流動負債	千円	千円	千円
(項) 支払手形			
未払金			
未払費用			
納税充当金			
繰延税金負債			
短期償還社債			
短期借入金			
預り金			
前受金			
前受収益			
その他流動負債			
(款) 固定負債			
(項) 長期支払手形			
社債			
長期借入金			
財団抵当借入金			
繰延税金負債			
のれん			
退職給付引当金			
その他固定負債			
負債の部合計			

純　　資　　産　　の　　部

Ⅰ　株主資産

科　　目	款	項	目
(款) 資本金	千円	千円	千円
(款) 新株申込証拠金			
(款) 資本剰余金			
(項) 資本準備金			
その他資本剰余金			
(款) 利益剰余金			
(項) 利益準備金			
その他利益剰余金			
(何) 積立金			
繰越利益剰余金			
(款) 自己株式			
(款) 自己株式申込証拠金			

Ⅱ　評価・換算差額等

科　　目	款	項	目
(款) その他有価証券評価差額金	千円	千円	千円
(款) 繰延ヘッジ損金			
(款) 土地再評価差額金			

Ⅲ　新株予約権

科　　目	款	項	目
(款) 新株予約権	千円	千円	千円

負債の部及び純資産の部合計

科　　目	款	項	目
純資産の部合計	千円		
負債の部及び純資産の部の合計			

備考

1　各資産に係る引当金は、２の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2　各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

3　各有形固定資産に対する減価償却累計額は、４の規定による場合のほか、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

4　各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

5　各有形固定資産に対する減損損失累計額は、６及び７の規定による場合のほか、当該有形固定資産の金額（４の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額）から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。

6　減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

7　３及び６の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。

8　各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

9　会社計算規則第６条第２項第１号に規定する引当金は、負債の部に別に引当金の款を設けて計上することができる。この場合においては、その計上の目的を示す適当な名称を付して整理すること。

10　流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と流動負債に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載しなければならない。投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

11　自己株式は控除する形式で記載すること。

12　自己新株予約権は、新株予約権に対する控除項目として表示することができる。

13　自動車運送事業を兼営する場合には、自動車運送事業に係る運賃の未収額は、未収運賃の科目をもつて掲記すること。

14　鉄道事業又は軌道業を兼営する場合には、これら事業に係る運賃の未収額は、未収鉄道運賃の科目をもつて掲記すること。